



令和 7 年 3 月 12 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が3月7日（金）に閣議決定され、本日（3月12日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

TEL : 03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定 ※「◎」は指定済みの災害

激甚災害	対象区域	適用措置		
		3条 4条	5条	24条
平成30年6月21日から令和6年2月19日までの間の地滑り	和歌山県有田郡有田川町	○		○
令和3年7月7日から令和6年2月15日までの間の地滑り	鳥取県東伯郡湯梨浜町	○		○
令和4年9月19日から令和6年2月15日までの間の地滑り	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町	○		○
令和5年4月7日から令和6年8月1日までの間の地滑り	和歌山県日高郡日高川町	○		○
令和5年5月6日から令和6年3月18日までの間の地滑り	島根県雲南市	○		○
令和5年6月20日から令和6年10月22日までの間の地滑り	鹿児島県大島郡宇検村	○		○
令和5年8月7日から令和6年2月14日までの間の地滑り	福島県東白川郡鮫川村	○		○
令和6年3月23日及び同月24日の豪雨	宮崎県東臼杵郡椎葉村	○		○
令和6年8月9日の豪雨	北海道苫前郡羽幌町	○	○	○
令和6年11月8日から同月10日までの間の豪雨	沖縄県国頭郡国頭村	○	○	○
	沖縄県国頭郡大宜味村	○	○	○
令和3年8月14日から令和6年6月26日までの間の地滑り	長崎県東彼杵郡波佐見町		○	○
令和5年4月3日から令和6年7月18日までの間の地滑り	新潟県糸魚川市		○	○
令和6年2月19日及び同月20日の豪雨	静岡県周智郡森町		○	○
令和6年3月28日及び同月29日の豪雨	和歌山県東牟婁郡古座川町		○	○
令和6年8月8日の豪雨	長野県下伊那郡大鹿村		○	○
令和6年8月25日の豪雨	富山県中新川郡上市町		○	○
令和6年9月14日及び同月15日の暴風雨	鹿児島県奄美市		○	○
令和6年8月10日から同月13日までの間の暴風雨	岩手県下閉伊郡岩泉町	◎		◎
	岩手県宮古市		◎	◎
	岩手県上閉伊郡大槌町		○	○
令和6年11月1日及び同月2日の豪雨	島根県仁多郡奥出雲町	○	○	○
	神奈川県足柄下郡湯河原町		○	○
	長野県上伊那郡辰野町		○	○
	島根県鹿足郡吉賀町		○	○

2. 適用措置の概要

○ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ）

○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去5カ年の実績の平均では農地は86%→96%に嵩上げ）

○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

3. スケジュール

3月7日（金） 閣議決定

3月12日（水） 公布・施行

政令第四十七号

令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成三十年六月二十一日から令和六年二月十九日までの間の地滑りによる災害で、和歌山県有田郡有田川町の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

令和三年七月七日から令和六年二月十五日までの間の地滑りによる災害で、鳥取県東伯郡湯梨浜町の区域に係るもの

令和四年九月十九日から令和六年二月十五日までの間の地滑りによる災害で、宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の区域に係るもの

令和五年四月七日から令和六年八月一日までの間の地滑りによる災害で、和歌山県日高郡日高川町の区域に係るもの

令和五年五月六日から令和六年三月十八日までの間の地滑りによる災害で、島根県雲南市の区域に係るもの

令和五年六月二十日から令和六年十月二十二日まで

<p>での間の地滑りによる災害で、鹿児島県大島郡宇 検村の区域に係るもの</p>	<p>令和五年八月七日から令和六年二月十四日までの 間の地滑りによる災害で、福島県東白川郡鮫川村 の区域に係るもの</p>	<p>令和六年三月二十三日及び同月二十四日の豪雨に よる災害で、宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係る もの</p>	<p>令和六年八月九日の豪雨による災害で、北海道苫 前郡羽幌町の区域に係るもの</p>	<p>令和六年十一月八日から同月十日までの間の豪雨 による災害で、沖縄県国頭郡国頭村及び大宜味村 の区域に係るもの</p>
<p>法第二条から第五条まで及び第二十四条に規定す る措置</p>				

令和三年八月十四日から令和六年六月二十六日までの間の地滑りによる災害で、長崎県東彼杵郡波佐見町の区域に係るもの

令和五年四月三日から令和六年七月十八日までの間の地滑りによる災害で、新潟県糸魚川市の区域に係るもの

令和六年二月十九日及び同月二十日の豪雨による災害で、静岡県周智郡森町の区域に係るもの

令和六年三月二十八日及び同月二十九日の豪雨による災害で、和歌山県東牟婁郡古座川町の区域に係るもの

令和六年八月八日の豪雨による災害で、長野県下伊那郡大鹿村の区域に係るもの

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

<p>令和六年八月二十五日の豪雨による災害で、富山県中新川郡上市町の区域に係るもの</p>	<p>令和六年九月十四日及び同月十五日の暴風雨による災害で、鹿児島県奄美市の区域に係るもの</p>	<p>令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの</p> <p>イ 岩手県下閉伊郡岩泉町</p> <p>ロ 岩手県宮古市及び上閉伊郡大槌町</p>	<p>令和六年十一月一日及び同月二日の豪雨による災害で、次に掲げる町の区域に係るもの</p>
		<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>	

イ 島根県仁多郡奥出雲町

ロ 神奈川県足柄下郡湯河原町、長野県上伊那郡辰野町及び島根県鹿足郡吉賀町

法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置
法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考

- 一 令和六年九月十四日及び同月十五日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和六年台風第十号によるものをいう。
- 二 令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和六年台風第五号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三條第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、

これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)

2 令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第三百十八号）は、廃止する。

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

○公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率 70%
(地方負担分への交付税措置を加えると98.5%)
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

○補助率等を嵩上げ
70% ⇒ 83%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.2%)
(過去5カ年の実績の平均)

※プール計算方式

(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

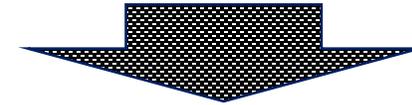
(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

○農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象

○自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ

○補助率
農地 86%
(地方負担分への交付税措置を加えると98.0%)
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

○補助率を嵩上げ
農地 86% ⇒ 96%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.4%)
(過去5カ年の実績の平均)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第24条) 小災害債に係る元利償還金の 基準財政需要額への算入等

<通常の災害時の措置>

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債(一般単独災害復旧事業債)の元利償還金を基準財政需要額に算入
- 一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置
 - 【公共土木施設、公立学校施設】
⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%~85.5% (財政力補正)
 - 【農林漁業施設】
⇒起債充当率 65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%~85.5% (財政力補正)



<激甚災害指定時の措置>

- 国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入
(対象地域は総務大臣が告示)
- 小災害復旧事業債に係る地方財政措置
 - 【公共土木施設】
(都道府県・指定都市) 1箇所の工事が費用が80万円以上120万円未満
(市町村) 1箇所の工事が費用が30万円以上 60万円未満
 - 【公立学校施設】
1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの(※国の負担がないものに限る)
⇒起債充当率100%、
元利償還金に対する交付税措置率66.5%~95.0%(財政力補正)
 - 【農地、農業用施設、林道】
1箇所の工事が費用が13万円以上40万円未満
⇒起債充当率 (農地)50% (農業用施設、林道)65%
(農地)74% (農業用施設、林道)80% (※)
※特に被害の著しい区域の場合
元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。